

IV その他の支援

- 1 税金・社会保険料・その他公共料金に関する支援 ア 市が窓口又は実施主体となる支援

(5) 納税の猶予制度の特例

支援内容	市税徴収にあたり、国税徴収法及び地方税法に基づく柔軟な対応と、新型コロナウイルスの影響により納税に支障が生じた方について、個別相談に応じます。
対象者	・新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が下がった者
申請手続に必要なもの	・昨年度と今年度の収入状況が分かるものなど
受付場所及び受付時間	受付場所：津山市税務部納税課、債権管理室 津山市山北520（津山市役所本庁舎2階） 受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く。） 午後5時15分～午後7時（金曜夜間窓口）※納税課のみ 午前9時～午後4時（日曜納税窓口）※納税課のみ
問い合わせ先 （申請先）	津山市税務部納税課 （電話）0868-32-2014 津山市税務部債権管理室 （電話）0868-32-2060
備考	